

宝塚市カラスによる被害の防止に関する条例（案）に係る神戸地方検察庁からの照会及び照会に対する回答

※平成30年7月4日 神戸地方検察庁企画調査課 担当検事から電話にて照会

| 検察庁からの照会 | 回 答 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 立法事実について | |
| (1) 立法事実の内容及び形式が通常のものとは異なるようだが、その確認をしたい。 | 本条例は、執行機関が制定しようとしているものではなく、議員が議案提出権に基づいて提出しようとしている条例であることから、立法事実についても執行機関が制定する条例とは異なると考える。 |
| 2 条例（案）の内容について | |
| (1) 第2条の定義規定に事業者の定義がないが、第13条に両罰規定があり、通常、本条を有効にするためには事業者の定義が必要ではないか。 | 第2条第1号「市民等」の定義を「本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に滞在する者（市内を通過する者を含む。）及び市内において事業活動を行うすべてのものをいう。」に修正する。 |
| (2) 第2条第3号中「市民等の身体若しくは財産又は生活環境」では、「生活環境」は「市民等の」にかからない。市民等の「身体」、「財産」、「生活環境」が並列の関係であるならば「市民等の身体、財産又は生活環境」となるのではないか。 | 「市民等の身体、財産又は生活環境」に修正する。 |
| (3) 本条例は、法律に違反していないか。 | 動物への餌やりに起因する被害に係る罰則のある条例については、既に、カラスに限定した条例を大阪府箕面市及び奈良市（いずれも罰金）が制定しており、カラスに限定していない条例についても、京都市（過料）や東京都荒川区（罰金）が制定している。 |